

県立博物館入館料減額（免除）申請書の記載について

申請書は手書き用の [PDF書式](#) と、パソコンから入力できる [ワード書式](#) を用意していますので御利用ください。

また、[記載例（PDF）](#) を掲載していますので、参考にしてください。

- 1 提出部数 1部 入館する施設（県立博物館、教育資料館）ごとにそれぞれ作成してください。
- 2 提出方法 下記あてFAX、郵送等により提出してください。なお、FAXの場合、入館日までに原本を提出してください。入館日当日の持参でも差し支えありません。
〒990-0826 山形市霞城町1-8 山形県立博物館
FAX 023-645-1112
- 3 提出期限 入館日の10日前までに提出してください。郵送の場合は10日前までに届くようにしてください。
- 4 申請承認 申請を承認した場合、承認した旨の文書をFAXによりお送りします。
- 5 記載にあたっての留意事項
 - (1) 申請者 学校にあつては学校長、それ以外の団体の方は所属長の職・氏名で申請してください。
 - (2) 入館者数 成年者（引率者）と未成年者（児童・生徒・学生）の内訳、学年と学級数を記入してください。
 - (3) 引率代表者 入館当日引率される方の代表者の職・氏名を記入してください。
 - (4) 入館の目的 教育課程に基づく教育活動として入館することを明らかにする内容を具体的に記入してください。
 - (5) 申請する理由 学校が申請する場合、理由は「教育課程に基づく教育活動の一環」となります。それ以外の理由での申請になる場合には、当館まで御連絡ください。

6 その他

当日の計画、日程表などがありましたら、併せてお送りください。なお、当館内での飲食は御遠慮いただいておりますので、日程等を作成する場合は留意してください。